

# 追跡 レポート

## — 空き家対策編 —

- ・早急な空き家対策を。解体助成金を望む。（H27.9）

- ・研修生の宿泊施設として、またお試し移住体験などに空き家を活用できないか。（H28.12）

答  
弁

- ・「空き家等対策計画」を策定する。
- ・解体等の支援を検討する。

- ・空き家も一戸一戸状態が違うため、いろいろな角度から話を伺い、少しでも役に立つようなものを考えていく。

どうなった



- ・平成28年度に「白鷹町空き家等対策計画」を策定し、「特定空き家等の対策」と「利活用可能空き家対策」の2つを中心に施策を展開している。
- ・「特定空き家等の対策」としては、危険性の高い空き家を優先的に調査し、平成30年度末で28棟を特定空き家等に認定している。特定空き家等の所有者に対しては、建物の状況を通知（助言・指導）し、修繕や解体をお願いしている。また、所有者自らが行う解体を促進するため、特定空き家等に関し解体費用の一部を支援している。  
※特定空き家等……放置すれば保安上危険等となるおそれがあるもの。
- ・「利活用可能空き家対策」としては、平成27年度に町内不動産業者による空き家対策ネットワーク協議会を設立し、空き家の利活用を促進するための「空き家バンク事業」を行っている。また、空き家の流通を促進するため、空き家のリフォーム支援や空き家バンクを利用した町外からの移住者に対する支援も行っている。



対策は着実に進んでいるが、空き家の数は今後も増えると予想される。地域住民との情報を共有しながら、ともに課題解決の道を探る必要がある。